

【定期的自己申告に関する Q&A】

Q1：自己申告義務を負う者はどの範囲か。

A1：自己申告義務の対象者は、「筑波大学における利益相反事例の取扱い第5版」の p.5 に例示されていますが、以下のエにあるとおり、非常勤職員も対象となります。

(1) 利益相反ポリシーの対象者

ア 役員

イ 教員

ウ その他の職員

エ 大学院生やポストクなどのうち、大学と雇用関係にある者（例えば、リサーチアシスタントや研究員など）

参照 URL https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2019/06/COIjirei_vol5.pdf

Q2：企業との関係において自己申告の対象となる職員が3月末で退職する。自己申告の必要はあるか。

A2：上記 A1 で記載したとおり、本学利益相反規則の対象者は本学と雇用関係にある者です。当該職員は4月以降本学と雇用関係がなくなりますので、自己申告の必要はありません。

なお、自己申告書を提出する義務と雇用関係について説明を補足しますと、厳密に言えば、前年度中に1日以上本学と雇用関係があつて、かつ、翌年4月1日～年5月31日までの間に1日以上雇用されている者に申告義務があるということになります。しかしながら、すでに退職している人については、前述の期間（翌年4月1日～年5月31日）に在職していても、自己申告書が未提出だからといって実務上の取扱いからいえば退職後に自己申告書の提出を請求するということにはなりません。なぜならその場合には、実務上利益相反マネジメントを行う意義を喪失しているからということになります。

Q3：特別共同研究事業や寄附講座の資金から100万円以上給与が出ている場合は申告の対象になるか。

A3：特別共同研究事業や寄附講座の資金から100万円以上の給与が出ている場合は申告の対象になります。単に企業側の資金で給与を受けているという関係だけではなく、企業と大学との金銭や研究の利害関係が生じてくるためです。

本学で申告が必要なのは、筑波大学と契約関係にある企業等（共同研究、寄附金、物品購入等の契約関係のある企業等）から個人的な利益（兼業報酬、給与の受領、株式保有など）を得ている場合です。

Q4：クロスアポイントメント制度を利用しており、100 万円以上企業側から給与が出ている場合は申告の対象となるか。

A4：クロスアポイントメント制度を利用しているだけでは企業側から 100 万円以上支給されていても、対象にはなりません。筑波大学と単にクロスアポイントメントという人事に関する契約をしているにすぎないためです。仮にその相手方企業との間で共同研究等をしたりその企業から物品購入等をしたりしている場合であれば申告が必要になるということになります。